

告 示

埼玉県告示第八百八十三号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

北足立郡伊奈町全域

四 作業期間

平成二十八年七月一日から平成二十九年二月二十八日まで